

流山市におけるごみ処理有料化を含む 総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画（案）

はじめに

近年、流山市では、ごみの発生量が増加傾向にあり、また、燃やすごみにリサイクル可能な紙や、プラスチックが相当混入しています。一方で、市内にごみの最終処分場がなく他の自治体に依存している等、一層の減量化が求められている状況です。

このため、ごみの発生量を減少に転換させ、循環型社会の形成を推進するためのごみ処理有料化について、平成19年11月、廃棄物対策審議会に諮問したところ、ごみ処理有料化ありきではなく審議を進めることとし、流山市がこれまで実施してきたごみ減量化・資源化施策やごみ処理有料化が市の抱えるごみ処理問題の解決に有効であるのか、などについて計6回の審議会を開催し、活発な議論が重ねられた結果、平成20年3月に市長へ答申されました。

答申では、流山市がこれまで実施してきた、生ごみ処理機器の購入費補助、集団回収の推進、ペットボトル、プラスチック類などの資源化を推進していることなどのごみ減量及び資源化施策について、他のごみ減量推進都市の施策と比較して、同様の高いレベルで実施されているとしています。

その上で、流山市のごみ発生量が長期的にも増加していること、不燃物等の最終処分を他の自治体に依存していること、ごみ焼却施設で燃やすごみには紙類やプラスチック類が相当混入しており、分別が徹底されていないことなどの問題を抱えていることから、ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策を実施することが必要であるとの答申をいただきました。

一方、ごみ処理有料化を含むごみ減量化方策についての市民意向調査では、たとえば、ごみが増加傾向にあることの問題点について、過半数を超える方がごみ処理費用の増加を心配されています。また、ごみ処理有料化の必要性について、「必要である」と「止むを得ない」の回答が合わせて58.8%、「実施すべきでない」との回答が28.9%でした。そのごみ処理有料化を実施すべきでないとする理由については、「不法投棄につながる恐れがある」と回答された方が47.6%で反対理由の相当部分を占めていました。

流山市では、以上の廃棄物対策審議会の答申や市民意向調査の結果などを踏まえて、「流山市におけるごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画（案）」を作成しました。

今後進めるごみ減量・資源化施策について

生ごみの発生を抑制するため肥料化処理機器の普及拡大に努めます。拡大生産者責任の観点からリサイクル推進店制度の活用を図ります。商工業者と連携し、過剰包装やトレイ等の容器包装材、レジ袋などを抑制します。

廃棄物減量等推進員に一層の協力をお願いします。

ケロクルミーティング(ごみ出前講座)の開催を積極的に行います。

リサイクルプラザの運営充実を図ります。

ごみ減量及び資源化に関する定期刊行物を発行します。

剪定枝のリサイクル事業を実施します。

これらの施策を効果的にするためごみ処理有料化を実施します。

事業系ごみの受入料金についても併せて見直しをします。

ごみ減量・資源化施策を円滑に進めるための方策について

ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策を進めるに当たっては、市民への十分な説明を行います。

不法投棄対策を強化します。

ルール違反のごみ出しに対する指導を徹底します。

ごみの発生抑制の方法などの情報発信を積極的に行います。

新たなサービスとしてごみ出しが困難な高齢者等を対象に、ごみ出し支援ふれあい収集事業（戸別収集）を実施します。

ボランティアでごみ等を集めて環境美化に協力していただく方に、無料のボランティア袋を配布します。

生活保護世帯等については、手数料の減免措置等の配慮をします。

定期的に制度を見直します。

その他の検討事項について

市民が分別しやすいごみ減量化・資源化を推進します。

流山市役所においても環境に十分配慮した取り組みをします。

市民に理解を求めることが必要なことから、ボランティアや自治会等、市民の力をお借りするなど協力をお願いして参ります。

具体的な施策については、別紙のとおり行います。

今後進めるごみ減量・資源化施策について

No	項目	具体的な施策(案)
	生ごみ肥料化処理機器の普及拡大	家庭用の生ごみ肥料化処理機器の普及はごみの発生量を削減する効果が大いことから、普及拡大のため補助率を引き上げるなど検討します。 小中学校から発生する給食残渣について、大型生ごみ肥料化処理器を設置するなどしてリサイクル処理を推進します。
	リサイクル推進店制度の活用	商工業者と連携を図り、リサイクル推進店の数を大幅に増やします。
	過剰包装やトレイ等の容器包装材、レジ袋などを抑制	商工業者と連携を図り、買物の際の包装やレジ袋の要不要の確認を行い、その削減を推進します。また、レジ袋の有料化の検討などを推進します。
	廃棄物減量等推進員への協力をお願い	転入者などに具体的なごみ出しの方法などの説明をお願いします。また、ルール違反のごみ出しについて監視するなどの協力をお願いします。
	ケロクルミーティング(ごみ出前講座)の開催強化	具体的なごみの減らし方やリサイクルの方法などについての説明を、ケロクルミーティング(ごみ出前講座)を活用し積極的に行ないます。
	リサイクルプラザの運営充実	リサイクルプラザで行っているリサイクルのための教室・講座を一層充実させるなど、機能の拡充を図るため、アウトソーシングを進めます。
	定期刊行物の発行	ごみの減量化・資源化等の具体的な方法や流山市のごみ処理の状況などについての定期刊行物を発行します。
	剪定枝のリサイクル事業	平成22年度から汚泥再生処理センターに併設される資源化施設で剪定枝のリサイクル事業を実施できるよう準備を進めます。それまでの間は、「燃やすごみ」として収集します。

	<p>総合的なごみ減量化・資源化施策としてのごみ処理有料化の実施</p>	<p>有料化の対象となるもの 流山市の一般廃棄物処理基本計画の基本方針に基づき、大量廃棄、大量リサイクルから脱却し、全体の排出量を抑制するため、全てのごみを有料化します。(ただし、有害・危険ごみ及び自治会等の集団回収によるものは対象とはなりません。また、既に有料化している「粗大ごみ」は従来どおりの扱いとします。)</p> <p>費用負担の方法 費用負担の方法は、市民にわかりやすくするため、ごみ袋を指定し、市内の小売店やスーパーで販売する方法とします。(いわゆる排出量単純比例型です。既にごみ処理有料化を行っている市町村の9割が採用している方法です。)</p> <p>指定ごみ袋の販売価格(手数料) 市民の負担に留意しつつ、ごみの排出抑制効果が現れる水準とします。審議会の答申、市民意向調査の結果及び他市の導入状況等を勘案し、次のとおりとします。</p> <p>可燃・不燃ごみ袋</p> <table border="0"> <tr> <td>40リットル</td> <td>80円/枚</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td>40円/枚</td> </tr> <tr> <td>10リットル</td> <td>20円/枚</td> </tr> </table> <p>資源ごみ袋</p> <table border="0"> <tr> <td>40リットル</td> <td>40円/枚</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td>20円/枚</td> </tr> <tr> <td>10リットル</td> <td>10円/枚</td> </tr> </table> <p>ごみ袋の販売により得られる収入の用途 得られる収入については、指定ごみ袋の作製、販売の経費にあてる他、総合的なごみ減量化・資源化方策やそれらを円滑に進めるための方策にあてます。また、近年、自治体にも対応が求められている地球温暖化対策などを推進するため、「流山市ふるさと緑の基金」に積み立てるなど環境保全対策に活用します。</p>	40リットル	80円/枚	20リットル	40円/枚	10リットル	20円/枚	40リットル	40円/枚	20リットル	20円/枚	10リットル	10円/枚
40リットル	80円/枚													
20リットル	40円/枚													
10リットル	20円/枚													
40リットル	40円/枚													
20リットル	20円/枚													
10リットル	10円/枚													
	<p>事業系一般廃棄物処理の料金の見直し</p>	<p>家庭系一般廃棄物の有料化に合わせ料金の見直しをします。</p>												

ごみ減量・資源化施策を円滑に進めるための方策について

No	項目	具体的な方策(案)
	市民への説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策を進めるにあたっては、6ヶ月程度の期間を設け、小学校区ごとに説明会を開催し、市民へ丁寧な説明をします。 ・さらに、自治会等からの要望に応じてケロクルミーティング(ごみ出前講座)を積極的に実施し説明を行います。
	不法投棄対策の強化	<p>現在実施している不法投棄パトロール及び撤去回収事業を強化します。さらに、自治会等で行なっているパトロールの際に不法投棄の監視をお願いします。</p>
	ルール違反のごみ出しに対する指導徹底	<p>小規模集合住宅等について、以下のような方策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模集合住宅等に対しごみ分別方法の啓発資料を配布します。 ・不動産関係の団体(千葉県宅地建物取引業協会など)にパンフレット、サンプル袋を配布するなどして協力を求めます。また、管理人やオーナーなどを対象とした講習会を実施し住民への指導の徹底を図ります。 ・廃棄物減量等推進員のごみ分別指導などに支援します。
	ごみの発生抑制方法等の情報発信	<p>で記載したように、ごみの減量化・資源化等の具体的な方法や流山市のごみ処理の状況などについての定期刊行物を発行します。また、新たに、ごみの分別方法等に関する小冊子を保存版として作成し配布します。その内容は、こうすればごみが減量できるというもの、ごみの分別がよりわかりやすいものにします。</p> <p>新たな転入者対策として、ごみ分別や出し方についてのパンフレットを渡すとともに、窓口にビデオなどを置いて啓発します。</p>
	ごみ出しが困難な高齢者等に対する戸別収集	<p>新たなサービスとして、ごみ出しが困難な高齢者等に対してごみ出し支援ふれあい収集事業を実施します。</p>

	ボランティア袋の配布	での関連で、団体又は個人で町内の散乱ごみ等をボランティアで集めて下さる方に無料のボランティア袋を配布します。
	減免措置	生活保護世帯等について、手数料の減免措置の対象とします。その他、これに準ずるものとして市長が認める方についても手数料の減免の対象とします。
	定期的な制度の見直し	ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策については、毎年評価を行い、3年から5年毎に制度の見直しを行います。

その他の検討事項について

No	項目	具体的な検討事項(案)
	市民が分別しやすいリサイクル方法	ごみの分別方法については、資源としてのリサイクル方法等を踏まえ、適正なものとなるようリサイクル方法の点検を行うことを検討します。
	流山市役所における環境に配慮した取り組み	流山市役所は市内最大級の事業所ですので、率先してごみ減量及び資源化等環境に配慮した取り組みを実施することを検討します。流山市役所における環境に配慮した取り組みをするため、環境マネジメントシステム(環境省が作成したエコアクション21)を取り入れます。
	市民への協力をお願い	ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策を進めるためには、市民に理解を求めることなど相当の努力が必要です。そのために、ボランティア及び自治会等、市民の力をお借りするなど、協力をお願いしてまいります。